

平成 19 年 4 月 24 日
(社)日本物流団体連合会

「排出量及び取組の状況等に関する論点整理(案)」に対する
パブリックコメントの提出について

社団法人日本物流団体連合会(岡部正彦会長)は、本日(平成 19 年 4 月 24 日)環境省及び経済産業省が去る 4 月 19 日に公表した標記論点整理(案)(環境省ホームページ参照)について別添のとおりパブリックコメントを提出した。

同(案)において言及された「環境税」「国内排出量取引制度」等に反対するもの。

以上

連絡先 萩島
電話 : 03-3593-0139

「排出量及び取組の状況等に関する論点整理（案）」についての意見

標記に関し、下記のとおり提出いたしますので、ご査収くださるようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 要旨

- (1) 環境税の導入に反対（P. 8 2（2） 関連）
- (2) 排出枠の交付総量を設定した上で排出枠を個々の主体に配分することを前提とした国内排出量取引制度の導入に反対（同上）
- (3) 物流対策による排出削減効果の正確な定量的測定の実施にあたっては、関係事業者に過度の負担がかからないものとする（P. 7 2（2）（八）関連）

2. 理由

(1) について

物流部門において近い将来化石燃料に代わる燃料が広く実用化される見通しはなく、環境税の課税を回避することはできない。また課税強化による負担増を価格転嫁することが現在の物流事業者と荷主の関係上非常に困難であることは、近時の燃料価格高騰に際して荷主に一定の負担を要請した経緯を見ても明らかである。

したがって、環境税はひとり物流事業者の経営を圧迫するだけの結果となる。

既存エネルギー税制は、ガソリン、軽油、ジェット燃料等運輸部門に大きく偏っており、これらを見直すことなくさらに新たに環境税を負担することは物流事業者の体力の限界を越える。

地球温暖化対策の財源として環境税をとらえるのであれば、まず現在のエネルギー税制や歳出構造のあり方全般を見直すべきである。

(2) について

排出枠を個々の主体に配分することは、物流事業者の事業活動の活発化・活性化を阻害し、経済活動を支える物流の機能を低下させることにつながる。これは地球温暖化対策の基本的考え方「環境と経済の両立」に背反するものである。

そもそも排出枠を個々の主体に配分する基準が明確でなく、活動量の大きい事業者、活動量の伸びの大きい事業者ほど厳しい制約要因となることが懸念される。

(3) について

排出削減効果の定量的測定は手法的には際限なく正確化しうるが、前提となるデータそのものの精度を考慮すれば費用対効果の点で問題が生じる。できる限り簡素かつ合理的な手法を整備すべきである。